# 社会保険労務士法人 未来経営

労務の達人 vol.2 2015 年 6 月号

ROUMU NO TATSUJIN



# アルバイトの SNS 炎上予防策

#### 注目トピックス1

#### 01 アルバイトの SNS 炎上予防策

アルバイトが悪ふざけで SNS に投稿したことが大きな問題に発展することがあります。企業はどのような予防策を講じるべきでしょうか。

飲食店やホテルなどサービス業において、アルバイト従業 員の無自覚な SNS 投稿が大きな問題に発展することがあ ります。彼らの多くは悪いことをしている自覚がなく、身 近な友人に見せるつもりで食材を粗末に扱った写真を投 稿し、有名人の個人情報をネット上にさらします。

企業はこれらの「悪ふざけ」に対してどのような予防策を 講じればよいでしょうか。

#### 話題のビジネス書をナナメ読み

#### 02 | 社員をホンキにさせるブランド構築法 (同文舘出版)

組織に属する多くの人が関与する「チームで築き上げる組織の ブランディング」とはどういう ものなのでしょうか。

また、どうすればそれが構築でき、どんな成果を獲得できるのかを、実際の事例を織り交ぜながら解説しています。



# 社会保険労務士法人 未来経営より

03 お問い合わせについて

04 近況報告

# 経営診断ツール

05 | 採用活動現状チェックシート



# アルバイトの SNS 炎上予防策

アルバイトが悪ふざけでSNS に投稿したことが 大きな問題に発展することがあります。企業は どのような予防策を講じるべきでしょうか。

### はじめに

特に飲食店やホテルなどサービス業において、アルバイト 従業員の無自覚な SNS 投稿が大きな問題に発展すること があります。彼らの多くは悪いことをしている自覚がなく、 身近な友人に見せるつもりで食材を粗末に扱った写真を 投稿し、有名人の個人情報をネット上にさらします。

企業はこれらの「悪ふざけ」に対してどのような予防策を 講じればよいでしょうか。

# 悪ふざけ投稿をする心理

悪ふざけ写真を投稿するアルバイト従業員は、Twitterや Facebook などの SNS が「仲間内のコミュニケーション ツール」であると認識しています。

つまり悪ふざけ写真は「仲間を笑わせようとして」 投稿したものであり、彼らは自らの雇用や会社の営業に重大な影響を与えることを想像できていません。

# 予防策

#### 1. 採用前の情報収集

応募者が Facebook や Twitter などの SNS でどういった 内容を投稿したり、意見を表明したりしているかについて、 公開されている範囲だけでもいいので検索エンジンで検 索してチェックすることができます。悪ふざけ写真や偏っ た主義主張の投稿が見つかれば、それが同姓同名の他人か どうかを調べ、本人と確定した場合にはその情報を参考に 内定の可否を判断するとよいでしょう。簡単に個人の写真 や投稿文書などがネット上に見つかる場合、インターネッ トセキュリティに対する知識や危機意識が足りない人物 である可能性があります。

#### 2. 誓約書で損害賠償の可能性を明記

アルバイトを採用したら、入社時に必ず誓約書を提出させましょう。 SNS ルールについて特に記載すべき項目は以

下の通りです。

- ① 企業に対する「迷惑行為」や「風評被害」などのきっかけになる不適切な SNS 投稿を含むすべての行為を禁止する。勤務時間かどうかを問わず、企業が不利益を被る行為を原則として禁止とする。
- ② 行動の結果、企業として処罰(懲戒免職を含む)や損害賠償請求を行う場合があると明記し、その事実が退職後になって判明した場合は遡って請求し、退職金の返還を求めることもできると明示する。
- ③ 別紙などで、禁止する SNS 投稿を具体的に「こんな 投稿をしてはいけません」と例示する。

#### 3.スマートフォン利用の制限

スマートフォンが重要な関心ごとである若い世代のアル バイトは、手元にスマートフォンがない状態を不安に思う かもしれません。

しかし業務に私物のスマートフォンが必要になることは 通常ないはずなので、就業時間中はロッカーなどに保管す るよう指示することもできるでしょう。バックルームでの 休憩中に私物のスマートフォンの使用を禁止することは 難しいですが、それでも「バックルームまたは店内の写真 撮影そのものを禁止する」などの制限をしておくことも大 事でしょう。

人材不足でアルバイト確保が困難な今、スマートフォン利用を厳しく制限することは勇気がいることですが、軽はずみなアルバイトの SNS 投稿を放置することもまた問題があると認識しましょう。

誓約書作成など、アルバイト従業員の SNS 対策についてはお気軽に当事務所までご相談ください。



# 社員をホンキにさせるブランド構築法

一般財団法人ブランド・マネージャー認定協会 著

単行本: 248 ページ

出版:同文館出版

価格: 2,000円(税抜)

### はじめに

組織に属する多くの人が関与する「チームで築き上げる組織のブランディング」とはどういうものなのでしょうか。 また、どうすればそれが構築でき、どんな成果を獲得できるのかを、実際の事例を織り交ぜながら解説しています。

なぜブランドが必要なのか?

本書では企業がブランドを構築する必要性について、大前提の定義を示しています。

「価格競争に巻き込まれずに、少しでも高く、少しでも多く、あなたの商品やサービスをお客様に買ってもらうことで、企業の利益を増やし、長期的に経営を安定させていくため」

ブランド構築やブランディングという手法についてはさまざまな切り口の書籍が出ていますが、上記をご覧いただくと分かるように、本書はとても平易な言葉で分かりやすく書かれています。

また、ブランド構築のために絶対に変えてはいけないことについても冒頭で説明されています。

消費者・顧客に届けているメッセージの中で「約束していること」

自社ブランドを模索する過程でいろいろと試してみたい ことはありますが、顧客に対しての気持ちは変えてはなら ないということですね。

# チームでブランドをつくる

ブランド構築をチームで行うという本書のテーマの本質 は「ブランド構築」と「チームビルディング」を同時に実 施するという特徴があります。 チームブランディングと名付けられたこの手法によって、経営者が決めた会社やサービスのコンセプトが、実働社員に浸透していないために起こる「ブレ」を取り除くことができるでしょう。



# チームブランディングには手順がある

また本書では読み終わった後、すぐに実践できるようなステップや具体的なやり方を解説しています。

STEP1:市場機会を発見しよう

STEP2:細分化はどう進めるのか?

STEP3: 見込み客をどう選定するか

STEP4:独自の立ち位置を見つけよう

STEP5: どんな旗を立てるのか

STEP6:ブランドを具体化する

STEP7:ブランドとの出会いを決める

STEP8:目標を数値化してみよう

そして、実際にこのプロセスで実践した「一般企業」「小売店」「クリニック」「ホテル・旅館」「美容サロン」の実例が紹介されており、ブランド構築に伴う自社分析や販売促進に至るまでの流れを参考にできます。

本書はブランド構築の過程上でチームビルディングは避けて通れない問題であるという、経営者が近視眼になりやすい問題を非常に分かりやすくひも解き、再現性ある情報に落とし込んでいます。

ぜひ、全社一丸となり、売上目標の中にこのブランド構築も加えられてみてはいかがでしょうか。



# 当事務所からの お知らせ

労務管理や助成金などのご相談がございましたら、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

## 当事務所へのお問い合わせについて

今回の労務の達人はいかがでしたか?

次回も充実した内容でお届けしていきますので、よろしくお願いいたします。

なお、今回の内容に関して、ご不明点やご依頼などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

社会保険労務士法	t会保険労務士法人 未来経営		
代表	高山 正		
所在地	〒390-0874 長野県松本市大手 4-6-4		
営業時間	平日 8:30~17:30		
電話	0263-32-2002		
FAX	0263-32-7684		
メール	info-sr@mirai-keiei.net		

# スタッフよりあいさつ

こんにちは、未来経営の森井です。

先日東京へ行ったときのこと。買い物に疲れて一軒のそば屋に入り、狭い座席に両手の荷物 を下して一息ついた途端、その人は現れました。

「失礼致します、お嬢さん。」(お嬢さん……?)「手狭ではございませんか。宜しければお荷物 お預かり致します。」

厚かましすぎない、淡白な微笑を湛えながらのあまりに丁寧な言葉遣いとスマートな身のこなし。颯爽と登場したそば屋の紳士店員(推定 62)に、私はさらっと心を持っていかれました。 旬なメニューの勧め方、配膳のタイミングから声の抑揚に至るまで、紳士は完璧です。もはや伊勢丹です。大都会新宿の片隅にあるそば屋でまさかのホスピタリティ溢れる接客…勉強させて頂きました。





# アルバイト SNS 対策チェックシート

以下のチェック項目にお答えいただき、FAX またはメールにてご返送いただけますと、 具体的なフィードバックをいたします。

# チェック項目

No	チェック項目	YES	NO
1	アルバイトを雇っていますか?		
2	アルバイトについて、雇用契約書を取り交わしていますか?		
3	アルバイトの平均年齢はおよそいくつですか? ( 歳 )	ı	ı
4	アルバイトは私物のスマートフォンを業務中に見ることができますか?		
5	アルバイトに対して SNS 使用のルールを説明していますか?		
6	アルバイトを統括する上司などは、アルバイトと SNS で交流関係にありますか?		
7	営業秘密情報や個人情報についてアルバイトに研修をしていますか?		
8	SNS に関する誓約書を取っていますか?		
9	SNS に関する損害賠償の可能性について説明していますか?		
10	その他アルバイトの SNS 利用について禁止や制限をしていますか?		

# FAX のご返送は 0263-32-7684 まで

貴社名	ご担当者名	
ご住所	E-mail	
TEL	ご要望を	
FAX	お書きください	

